

商工会館会議室等使用規程

(使用申込み及び使用時間等)

第1条 使用申込者は所定の用紙に必要事項を記入の上、商工会事務局へ提出するものとする。

2 申込の受付及び会館使用時間は、平日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 前項の時間以外及び土日、祝日等の休日は貸出しないものとする。但し、本会事業及び会長が認めた場合は使用できるものとする。

(使用料)

第2条 貸室の使用料は別表1、備品等の使用料は別表2のとおりとし、使用申込と同時に使用料金を前納するものとする。

2 キャンセル料は基本使用料に対して、当日は全額、前日から1週間前までは50%徴収する。但し、天災地変及び特別な理由を認めた場合は徴収しないものとする。

3 使用時間の繰上げ並びに超過に対しては、1時間毎に契約時間料金相当額の超過料金を徴収するものとする。また、時間外及び休日に使用する場合は、別表1にある使用料の2倍の料金とする。

(目的外使用)

第3条 会場の使用は、申込みの際の使用目的と異なった場合は申込みを取消し、使用を禁止する。この場合、前納料金の払戻しは行わない。

(使用権利の転貸・譲渡の禁止)

第4条 使用権利を転貸したり、他人に譲渡することを禁止する。

(物販行為)

第5条 許可なくして館内での物品の販売・展示は禁止する。

(原状復帰)

第6条 会議室の使用終了後は、全ての設備を元の状態にして、商工会事務局職員に引き継ぐものとする。

2 会合等の準備、後始末等は使用時間に含まれる。

(館内掲示)

第7条 商工会館内での印刷物及びポスター等の掲示は、所定の場所以外に貼付してはならない。

(損害に対する弁償)

第8条 使用者は、建物、付属設備の管理に責任を持ち、万一破損または紛失させた場合は、その損害額を弁償するものとする。

(届け出等の使用者責任)

第9条 商工会館の使用に係る関係官庁への届出、その他会合に関する必要な諸手続き等は、使用者の責任において行うものとし、そのため開催不能等の事態が発生した場合の責任は使用者に帰属するものとする。この場合は、前納料金の払戻しは行わない。

(使用の禁止)

第10条 本規程に違反したときは使用を中止することができる。

2 使用の中止によって生ずる損害の責任は、使用者に帰属するものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項については、本会会長が理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日より施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。但し、1階 研修室101号室は平成17年1月26日から使用できるものとする。
- 3 平成19年4月1日より、福崎町商工会館基本使用料 別表1を改正する。
- 4 平成22年4月1日より、福崎町商工会館基本使用料 別表1を改正する。
- 5 平成22年12月1日より、福崎町商工会館基本使用料 別表1を改正する。
- 6 第1条第2項及び第3項、第2条第3項及び別表1の改正は、平成29年11月22日に改正し、平成30年3月1日より適用する。
- 7 令和元年10月1日より、別表1を改正。別表2を追加する。
- 8 令和4年3月22日より、別表1を改正。(和室の追加)
- 9 令和5年10月1日より、別表1を改正。消費税額を表示する。

別表1

福崎町商工会館貸室基本使用料

部 屋 名			区 分	平日 8時30分～17時30分
多目的ホール	100～	13m×18m	会 員	1時間当たり 3,300円 (内消費税300円)
2階	200人	234㎡	非会員	1時間当たり 6,600円 (内消費税600円)
研修室	20～	5.5m×11.7m	会 員	1時間当たり 1,650円 (内消費税150円)
2階	24人	64.3㎡	非会員	1時間当たり 3,300円 (内消費税300円)
和室	10～	5.9m×7.5m	会 員	1時間当たり 1,650円 (内消費税150円)
2階	20人	44.25㎡	非会員	1時間当たり 3,300円 (内消費税300円)
特別会議室	24～	14m×6m	会 員	1時間当たり 2,200円 (内消費税200円)
3階	30人	84㎡	非会員	1時間当たり 4,400円 (内消費税400円)
セミナー室	8人～	5.5m×6.5m	会 員	1時間当たり 1,100円 (内消費税100円)
3階	10人	35㎡	非会員	1時間当たり 2,200円 (内消費税200円)

- ・ 時間外使用は原則不可。使用する場合は基本使用料の2倍とする。
- ・ 行政等の関係機関は会員価格とする。
- ・ 冷暖房使用時は上記料金に10%上乘せする。
- ・ 準備、後片付け(現状復帰)は会館使用時間に含める。使用時間の繰上げ・繰り下げは1時間単位で基本料金相当額を徴収する。
- ・ キャンセル料は基本使用料に対して当日は全額、前日から1週間前までは50%徴収する。

別表2

福崎町商工会備品等基本使用料

プロジェクター1台	1,100円 (内消費税100円)	スクリーン1脚	550円 (内消費税50円)
ポータブルマイク1台	550円 (内消費税50円)	抽選機1台	550円 (内消費税50円)
他の部屋からの机1脚	110円 (内消費税10円)	他の部屋からイス1つ	110円 (内消費税10円)
テント	550円 (内消費税50円)	その他の備品	550円 (内消費税50円)

2日以上になる場合は1日を1回とみなす。原則、館外への貸し出しは行わない。

令和5年9月30日までは、次の表の通りとする。

別表1

福崎町商工会館貸室基本使用料

部 屋 名			区 分	8時30分～17時30分
多目的ホール	100～	13m×18m	会 員	1時間当たり 3,000円
2階	200人	234㎡	非会員	1時間当たり 6,000円
研修室	20～	5.5m×11.7m	会 員	1時間当たり 1,500円
2階	24人	64.3㎡	非会員	1時間当たり 3,000円
和室	10～	5.9m×7.5m	会 員	1時間当たり 1,500円
2階	20人	44.25㎡	非会員	1時間当たり 3,000円
特別会議室	24～	14m×6m	会 員	1時間当たり 2,000円
3階	30人	84㎡	非会員	1時間当たり 4,000円
セミナー室	8人～	5.5m×6.5m	会 員	1時間当たり 1,000円
3階	10人	35㎡	非会員	1時間当たり 2,000円

- ・ 時間外使用は原則不可。使用する場合は基本使用料の2倍とする。
- ・ 行政等の関係機関は会員価格とする。
- ・ 冷暖房使用時は上記料金に10%上乘せする。
- ・ 準備、後片付け（現状復帰）は会館使用時間に含める。使用時間の繰上げ・繰り下げは1時間単位で基本料金相当額を徴収する。
- ・ キャンセル料は基本使用料に対して、当日は全額、前日から1週間前までは50%徴収する。

別表2

福崎町商工会備品等基本使用料

プロジェクター1台	1,000円	スクリーン1脚	500円
ポータブルマイク1台	500円	抽選機1台	500円
他の部屋からの机1脚	100円	他の部屋からのイス1つ	100円
テント	500円	その他の備品	500円

2日以上になる場合は1日を1回とみなす。原則、館外への貸し出しは行わない。